

平成30年度山形県公共調達評議委員会審議事項の概要

- 1 開催日時 平成31年2月14日（木）10:00～12:00
- 2 会場 県庁10階 1001会議室
- 3 出席者 委員 五十嵐委員、今井委員、遠藤委員、澁谷委員、高橋委員、
渡部委員
県・事務局 角湯県土整備部長、松田会計管理者など18名
- 4 議事
 - (1) 建設工事関連
 - ① 建設工事及び建設工事関連業務委託の入札契約制度の取組状況と今後の展開について
 - ② 平成30年度における主な入札契約制度改善の取組経過について
 - ③ 平成31年度における主な入札契約制度改善の取組について
 - (2) 物品・役務関連
 - ① 「物品調達等に係る地元企業への受注機会の拡大等に関する方針」の実施状況及び今後の取組について
 - ② 「山形県物品等及び役務の調達に係る方針」の実施状況及び今後の取組について
 - (3) その他

5 審議経過

(1) 建設工事関連について

- ① 建設工事及び建設工事関連業務委託の入札契約制度の取組状況と今後の展開について【資料1】
- ② 平成30年度における主な入札契約制度改善の取組経過について【資料2】
- ③ 平成31年度における主な入札契約制度改善の取組について【資料3】

委員:	資料3の建設工事関連業務委託の若手・女性技術者に関する説明で若手・女性技術者の配置が1回限りとの説明があったが、工事に関しては回数制限は無いのか。
県:	工事の場合は回数制限を設けておりません。
委員:	建設工事に関して、今年度実施した若手・女性が配置された工事では、若手・女性技術者の力のみで工事を完成させているのか。アドバイス等々の監理技術者の応援があったのではないか。
県:	数件の県発注工事において聞取りしたところ、補助員の配置は無かったと聞いている。「初めての現場だったが頑張った。やりがいがある。」との感想も聞いております。
委員:	若手・女性技術者の配置は、契約上有利になるかもしれないが、請負業者は若手・女性技術者に対し、ベテラン職員のサポートを入れて現場を完成させていると聞いている。 若手・女性技術者の制度に関して、本当の狙いとしては、若手の育成ではなく、採用促進となるのではないか。

委員:	若手・女性技術者の採用促進には繋がると思うが、やはり将来に向けて人材の育成と捉えている面も無視できないという事か。
県:	そうです。
委員:	<p>産業技術短期大学に土木エンジニアリング科が創設され、今年の3月に1期生の21名の卒業を迎えるが、全員、県内企業に内定している状況と聞いている。</p> <p>これから毎年21名ずつ業界に入ってくる状況で、あえて総合評価で若者に限定するべきなのか。</p> <p>建設業では特に人材不足が深刻だが、それは、設計労務単価、設計の価格が安いために賃金が上がらないことがそもそもの原因であって、賃金アップこそが、建設業界の魅力アップに繋がるものと考えerがいかがか。</p>
委員:	労務単価の引上げに関しては、前々からの課題であるが、徐々に上がってきていると承知している。
県:	労務単価については、国で定めるものであるため、県からも週休2日に見合う単価にしてほしいといった形の要望をしていきたいと考えております。
委員:	<p>総合評価落札方式の災害協定関係の配点について、協定を結んでいる業者について、災害出動した場合と出動しない場合で評価が違ふということだが、災害は自然現象であり災害発生した地域としなかった地域で差が出るのは疑問。</p> <p>災害協定を結んでいる企業は災害に対応できるように、資機材の備蓄等、対応の準備をしているはずであり、災害に出動した、しないに関係ない評価が良いのではないかと思うがどうか。</p> <p>また、災害協定とボランティアを同じ項目内で評価することについて違和感があるが。</p>
委員:	災害協定を結んでいて、例えば最上地方で災害が発生した場合、隣接の北村山の業者は出動するのか。
県:	出動しません。
委員:	地域差がでる評価について、災害協定を評価して配点するか、あるいは出動した場合に配点するかについて、考え方があると思うが。
県:	<p>従前の考え方から、協定の締結だけでなく、実際の活動をより高く評価してきた経緯があり、それを継承しております。</p> <p>災害協定を締結しただけでも点数は加点され、実際に応急活動を行った場合は、さらに加点されるという制度となっております。</p>

<p>県:</p>	<p>災害の応急活動を実施したところは、しっかり評価する必要があるとの考えから差をつけさせていただいております。</p> <p>また、地域に発注できる工事を5億円まで引き上げており、その地域の中での差になるものと考えております。</p> <p>また、ボランティアと災害協定関係の評価は、地域貢献度という項目には入っておりますが、評価自体は今回完全に分離しております。</p> <p>ボランティア、災害協定関係だけで評価を受けられますし、ボランティアに加えて災害協定の締結や協定に基づく活動を行ったところについてはさらに加点となります。</p> <p>評価項目自体が「企業の能力」、「技術者の能力」、「地域貢献度」と大きく3分類としておりますので、災害協定に基づく評価につきましても、この3つの中では地域貢献度の中に入れておくことが相応しいかと思っております。</p>
<p>委員:</p>	<p>災害協定・活動の評価に関して、また、若手・女性技術者の評価に関して、この方向性に御意見は。</p>
<p>県:</p>	<p>設計労務単価を引き上げていくことは、当然、重大な問題として認識しており、我々としても引き続き国へ働きかけしていきたいと考えております。</p> <p>若手・女性技術者を雇用し、しっかり使っていただいた企業に対して、インセンティブを与えて、そこがより受注しやすい環境を整えることで、そういった企業の収益性が向上し、働いている方々に対しても、給与、処遇の面でも改善される。そういった好循環を狙っておりますので、若手・女性技術者のところはしっかり評価していきたいと考えております。</p>
<p>委員:</p>	<p>若い方は経験が少なく、企業がバックアップしながら、工事に合格点をもらうために努力している面がある。</p>
<p>委員:</p>	<p>ベテランが若手を支えつつ品質を確保する。その上で、将来の担い手を確保する。今回の評価方法はいろいろある中の一つとして考慮して良いと考える。</p>
<p>県:</p>	<p>補足として、全ての事業で若手・女性技術者評価型を行う訳ではなく、発注者で若手・女性技術者評価型を指定して発注するものと御理解いただければと思います。</p> <p>総合評価で実施する事業のうち、若手・女性技術者評価型は1割程度の実施を見込んでおります。</p>
<p>委員:</p>	<p>調査基準価格の引き上げについて検討していただきたい。</p> <p>現在、工事の落札率は95%程度、もともと90%程度から上がってきている。企業収益が上がれば、収入も上がり魅力ある業界として、若手も入ってくると考えられる。</p>
<p>県</p>	<p>御意見として承ります。</p>

<p>委員:</p>	<p>業務委託に関して3点お聞きしたい。</p> <p>1点目、資料1の2ページ土木コンサルの県内受注率が53.9%と低く、また、業者優先指名が平成30年12月時点で2件と非常に少ないことに危惧を感じる。</p> <p>その原因が、技術的要因を満たす県内企業が少ないということだが、県が業務委託に求める条件のハードルを下げないと、いつまでもそれを満たす企業が出てこないということが考えられる。資料2の4ページにある「県内企業の受注機会を確保し、受注実績を積み重ねる必要がある」について、具体的にどのような対応を考えているのか。</p> <p>2点目、若手・女性技術者の配置の評価について、1回限りと説明があったが、受注した会社が1回限りなのか、業務を担当させる人が1回限りなのか確認したい。</p> <p>3点目、4月からは、働き方改革で残業制限が始まり、週休2日の積極導入や生産性の向上、その上、人員確保や給料を上げていくとなると、企業としては非常に厳しい状況となる。</p> <p>業務委託は落札率が85%程度、低入札調査基準は80%程度となっている。利益を確保するためには、低入札調査基準を底上げして、落札率を上げていく必要があると思うがいかがか。</p>
<p>県:</p>	<p>1点目に関して、明確な方向性や展開方向等は現在検討中ですが、検討にあたりましては、発注機関や業界とよく意見交換しながら検討を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>2点目に関して、若手・女性技術者の評価を1回限りとは、管理技術者個人に対する制限であり、会社への制限ではありません。</p> <p>3点目に関して、低入札調査基準の引き上げにつきましては、現状改定の予定はありませんが、県としても関心を持っている事項であり、国や他県の状況も踏まえて、業界とも引続き意見交換をさせていただきながら考えてまいりたいと思います。</p>
<p>県:</p>	<p>補足として、1点目のなかなか県内業者優先指名が増えていかないという事について、この度、資料1の2ページに条件付き一般競争入札の試行について記載させていただきました。</p> <p>当面は1000万以上の業務委託について総合支庁で1、2件の試行をして参りますが、条件によっては県内企業が参加できるものが出てくると予想しております。</p> <p>また、試行の状況を見ながらにはなりますが、金額制限のところを引き下げて段階的に拡大していくことも考えておりますので、この制度からも県内企業の実績が増えていくことを期待しております。</p>
<p>委員:</p>	<p>一般競争入札の試行について、総合支庁で1、2件試行を実施することでありましたが、これが優先指名の実施状況と同じようであれば、何十年かかっても県内の会社が実績を作れないと思う。</p> <p>これが20件、30件と拡大していく様に、また、別な形でも何か実績作れる状況を考えていただければ良いと思う。</p>

県:	御意見として承ります。
委員:	若手・女性技術者の評価について、どの業界も人材確保に苦勞していて将来に不安を抱えている状況があり、若手に期待する理由は事業の継続性からも理解できるが、建設業界という職場において、女性に期待を寄せることについて、少し分かりづらい。県としてどのような目的があるのか教えていただきたい。
県:	<p>建設業について、就業年齢構成や男女比率について他業種と比べると、かなり高齢化率が高いといった特徴がひとつあります。若手をある程度入れていかないと代謝が行われなくなってしまう危惧があります。</p> <p>また、女性についても他の業種に比べるとやはり建設業では就業者割合が低い状況ですが、一方で、高校や大学で土木を学ばれる女性が最近が増えてきております。しかし、最終的に建設業に入っていただくところまでは進んでおりません。</p> <p>そこを他の業界と同じくらいの割合まで高めていくということ、インセンティブを与えるような形で、是正していく狙いで、このような制度を導入するという事です。</p>
委員:	一律に他の業界と比べての女性という視点では、働きたい人と使う方とのミスマッチも考えられるので、そこにどのような働き方があるのか、働きたい人がいるのか、働いてほしい場があるのかきちんと見定めていただければ良いと思います。
委員:	女性の社会進出は非常に急激に拡大しており、いろんな業種、業界に見られる様になってきた中で、建設関係の女性の技術者数は極めて低いと聞いている。その原因を考えないといけない訳で、働く場所や夜間の仕事など条件が厳しいことが多いことなどは原因の一つ、また一方で、女性でもトラックの運転手や建設現場でも見られるので、女性が活躍できる働きやすい環境をどのように作っていくのかが一つ視点ではないかと考える。
委員:	T P Pの関係で、今の時点でわかっていることがあれば教えてほしい。
県:	T P Pに関しての情報は入ってきておりません。国の動向など注視してまいります。
委員:	労働災害について、事故が起きないように企業が努力している面について評価するようなことは考えられないか。
県:	積極的に評価すべきものなのかについて、少し勉強させていただきたいと思います。
委員:	総合評価の災害協定の評価点については、協定を結んでいる業者の災害への待機・備え等を評価した評価方法に再考願いたい。

委員:	<p>業界の問題は、なかなか大変な中身を含んでおり、人手不足の問題をもろに受けていることと、働き方改革で労働日数の制限がかかる事等、両方うまく調整していかなければならない。</p> <p>若手・女性技術者評価型の制度により、若手・女性が定着して長く勤めてくれると良いと思うが、この制度で評価するのは正社員か、短期の雇用でも良いのか確認したい。</p>
県:	<p>対象は正社員を想定しており、臨時の方は想定しておりません。</p>
委員:	<p>人材育成や若手・女性に間口を広げるという意味では、若手・女性技術者評価型で評価を1回限りとせず、回数制限がない方が効果的な様に思うが、これはどういった理由か。</p>
県:	<p>1回限りとさせていただいたのは、若手同士の比較で、この方だけかなり優位になってしまうため、新しい人にチャンスが行き渡るように制限するものです。</p> <p>発注が全体の1割程度なので、その中で若手がチャンスをつかんでいただき、ステップアップしていただく、そういう狙いで1回とさせていただきました。</p>
委員:	<p>2回目は段階的に下げるのではなく、1回限りと扱うのですね。</p>
県:	<p>1回仕事をしますと、そこで成績も実績もつきます。その方は、次のステップとして通常の入札に参加いただき、なるべく新規の若手にチャンスを与えていくことを狙っています。</p>
委員:	<p>その方が30歳の時にこの評価を受けた場合に、35歳～40歳の年代で、再度評価の対象になるか。</p>
県:	<p>この場合は、1回評価されているので評価を受けられません。</p>
委員:	<p>とにかく新しい人にチャンスを与えるということか。</p>

(2) 物品・役務関連について

- ① 「物品調達等に係る地元企業への受注機会の拡大等に関する方針」の実施状況及び今後の取組について【資料4】
- ② 「山形県物品等及び役務の調達に係る方針」の実施状況及び今後の取組について【資料5】

委員:	<p>資料4、業務委託に係る低入札価格調査制度の状況について、価格のコントロールでは品質の向上にはならないと思うが、品質の評価に関してはどのようにしているのか。</p>
県:	<p>各契約に基づき発注者が確認している。低入札価格契約の履行状況調査は、あまりにも低い価格で落札した場合に、きちんと履行できているのか調査するものである。</p>

(3) その他

なし

以上